

平成 30 年度 第 2 回丹波市男女共同参画審議会議録（要旨）

日 時：平成 30 年 9 月 7 日（金）午後 1 時 30 分開会～午後 3 時 30 分閉会

場 所：氷上住民センター 大会議室

出席者委員：中里英樹会長、北村久美子副会長、北尾真理子委員、中村衣里委員、足立順子委員、石田隆志委員、大木玲子委員、古西純委員、小林孝至委員、田中延重委員、能勢信子委員、足立敏行委員、細見加津子委員、増南文子委員

欠席者委員：谷水ゆかり委員

事 務 局：まちづくり部人権啓発センター所長、まちづくり部人権啓発センター人権推進係長
まちづくり部人権啓発センター人権推進係主幹

議 事：（1）丹波市男女共同参画条例（仮称）の制定について
（2）男女共同参画センター（仮称）の機能について

資 料：【資料 1】 前回審議会での意見への対応について
【資料 2】 丹波市男女共同参画条例（仮称）の項目検討資料
【資料 3】 項目内容について、「他市との違いのある箇所」及び「当市（案）の考え方」
【資料 4】 兵庫県・各市町の条例の前文及び丹波市（案）について
【資料 5】 市民プラザの設置候補地の特定及び丹波市男女共同参画センターの機能について

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・資料確認

2 あいさつ

- ・会長あいさつ

過日の台風では丹波市に大きな被害がなかったと聞き安心した。最近、災害対策の面で変わってきたと感じるのは、JR等の交通機関が早めに運休を決定していることである。仕事をするために運行させるのではなく、早めに運休の決断をして安全面を優先していることである。男女共同参画についても今まで無理だと思っていたことも考え方や制度を整えることで変わってくることもあると思う。本日は、条例の項目や前文等についてご意見をいただきたい。

3 会議公開・非公開の決定について

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。また、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

4 議事

(1) 丹波市男女共同参画条例（仮称）の制定について

事務局より資料1、資料2、資料3、資料4に基づき説明

【意見要旨】

委員

自治会では、法人格を取得するために認可地縁団体となっていることが多いが、自治会内の表決権は規約で戸主に限られていることがあるのではないかと。世帯主に限られると女性が出にくかったり、役員になったりするの難しいと思う。女性が出やすいようにして役員の門戸も広げる必要があると思う。どのような状態になっているのかを調査することも必要である。

事務局

自治会内での規約は様々であり、把握はできていないが自治会で女性の参画を進めることは課題である。

委員

女性の参画を進めるためには、自治会の規約を改正するなど、市からの指導が必要かも知れない。

会長

今のような意見を条例のどこに入れると解消に繋がるのか。

事務局

市民団体の責務として、運営・方針の立案及び決定への共同参画の環境整備を項目に盛り込むことにしているが、具体例は入れにくい。

会長

市民団体の責務を入れるかどうかについて検討するのか、また自治会は市民団体に入るのか。

事務局

自治会は、市民団体に該当すると考えており、定義の中で市民団体について記述する。

委員

市内の自治会は約300あるが女性自治会長はおられない。自治会が地縁団体として登録する際は、申請時に個人名を会員名簿として提出している。総会の出席は基本的に戸主しかでない現状がある。規約を改正するなど重要事項の場合は、戸主が家族の委任状を取って総会に出席するなどのケースがある。条文の中に市民団体の責務を入れておくべきだと思う。また、自治協議会も25あり、認可団体となっているので入れるべきだと思う。

会長

条例の中に市民団体の責務という項目を入れるとして、その中に市民団体に何を含めるのか、或いは何を記載するのかと言うことになる。

事務局

姫路市の条例では、「市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。」と理念的なことを記載しており、市民団体の定義としては、「市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体」としている。

委員

市民団体と自治会の違うところは、市民団体は自発的にできている部分があり、自治会はそうではない。また、自治会はしがらみが強いところがあるので、市民団体に位置づけるのは合わないと感じる。自治会を別に書いてはどうか。

事務局

丹波市自治基本条例において市民団体を定義しており、「市民を主な構成員として自発的に形成され、公共な課題に取り組む民間団体」と明記し、自治会、自治協議会、社会福祉協議会、市民公益活動団体が該当するとしている。

会長

P T Aなども任意団体が強制的なものになっているケースもある。自治会を特記するのか、自治基本条例の定義に合わせるのかを検討する必要がある。

委員

自治会に加入されていない方もおられる。

副会長

自治会への加入が自発的かどうかは不明な部分であるが、自治会役員に女性がどれだけ入っているのかが、丹波市の男女共同参画の推進の目安になっているところがある。姫路市などの都会と違って、どのように男女共同参画を進めていくかが課題であり、条例の中に書いていくもの方法だと思う。

委員

地域の活力を向上させていくためには、男女が対等に参画する必要があるが世帯主が参加することが慣習となっている。女性が出て行くことは大変であるが、一步を踏み出すことが重要であり、そのためのバックアップは自治会長であると思うので自治会内でのあり方を検討する必要がある。また、「地域活力の向上」となっているが、変わる言葉として「地域の力を強化しましょう、増進しましょう」の言葉が適当ではないか。自治会での男女共同参画が最も遅れていると思

うので、性別や年齢に関係なく男女が共にしないと地域の力はつかない。

委員

自治会会員はその家族を含めて全員となっているが慣例により戸主が役員に選ばれることが大半である。市が男女共同参画の面から自治会に働きかけすることも必要ではないか。

会長

慣例として強く残っている行動を変えるためには、制度の中で明示していかないと変えにくいと考える。自治会のあり方が重要な柱であることが伝わるように、市民団体の責務とは別に明示するのか、その中で明示するのかを十分に検討する必要がある。できれば項目を増やし、明確に位置づけを与える意見が多いので検討いただきたい。

事務局

別に項目を設けるのか、市民団体の責務の表現の中で自治会を入れるのかを検討し、次回に提案させていただく。

会長

「地域活力の向上」の表現については、増進の方がより力強いと感じるが前文の中で表現していただくことになる。

事務局

前文に「地域活力の向上」という文言そのものを入れるのではなく、地域活力の向上に取り組んでいくことを入れる考えである。

会長

資料2の2ページの「その他の性別の違いを背景とした権利侵害」の表現について、性別の違いが何との違いなのかが分かりづらい。資料2の2ページの項目は「性別による権利侵害の禁止」と書いてあり、「性別によるその他の権利侵害」とした方が性同一性障害などを含み、様々な性に関わる権利侵害となるので修正する方がよい。

委員

苦情処理委員の設置とあるが、尼崎市などではどのような苦情があるのか。

事務局

尼崎市以外では審議会等で対応することになっている。全国的な資料では、例えば地方公共団体の施策では、女性の管理部門への登用を進めてほしい、男性が育児に参加しやすい職場となるようにしてほしい、男女に偏りがある職種への平等な採用など内容や意見は様々である。丹波市では、苦情を受付けないのではなく、審議会で見解をいただいたり、市の推進本部会議で処理することを考えている。

委員

この審議会で審議する場合は、どのような流れで問題提起されるのか。意見を出す場合は、期間を切って提起されるのか。

事務局

早急に処理しなければならない苦情は、まずは市の推進本部会議で検討、処理するが、審議会の意見を聞かせていただく必要がある場合は、審議会を開かせていただくといった対応になると考えている。

会長

おそらく労働関係での男女差別については、労働委員会や労働基準監督署の管轄で個別の案件について処理する場所があるが、その他男女共同参画全般や男女差別の案件については、法律の中では申し立てる場所がない。男女共同参画社会基本法や市の条例で推進しようとしている項目に関して、当事者が問題があると判断した場合に裁定してもらう場所がないので、兵庫県でも苦情処理の窓口が設置されている。苦情処理の機能は必要であるが、規模が小さな市では苦情処理委員を置くことが難しいので設置されていないことが多い。丹波市では審議会で行うのか、別組織として行うのかを検討する必要はある。オーストラリアでは男女差別に関して申し立てる仕組みがあるが日本では労働関係以外は申し立てる機会がない。

委員

急を要する案件などで機動的に結論を導くべき時は苦情処理委員会があった方が対応できることから設置されている。

会長

苦情処理委員会の役割が認識されると対応が追いつかないことも考えられる。

委員

兵庫県の同様の制度（男女共同参画申出処理制度）は、苦情処理等のために専門機関を設置する制度設計であった。設置した当初は、苦情等の案件が多く、仮に審議会が関与する制度設計であれば、案件の処理が間に合わなかったのではないかと思われるほどであった。当時、申出処理委員3名で、柔軟に、時宜にかなった対応をされていたと記憶している。

会長

市では苦情処理委員ではなく、審議会で行うことを提案した理由などはあるのか。

事務局

姫路市では、苦情を市長へ申し出る様式やフローが書かれてあるので同様に対応できると判断している。どれだけ切迫した苦情があるかによっても違ってくる。

委員

男女共同参画センターの中で苦情処理の対応を行ってはどうか。

会長

男女共同参画センターの役割として、苦情処理委員になるのかわからないが、男女共同参画センターで市民が認識されている問題を伝えたりするのは担うべき重要な機能だと思う。どのような組織にするかは並行して考える必要がある。

事務局

苦情の処理をどのような体制で対応していくのかを次回、提案させていただく。

会長

申し立てができることを明確にしていけばよい。

副会長

人権啓発センターが男女共同参画の窓口になっているが、市民から男女差別や男女共同参画に関するような相談はあるのか。

事務局

頻繁に人権啓発センターに相談がある訳ではないが人権や男女共同参画について相談はある。

副会長

どこに相談に行ったらいいかわからない人やアドバイスが欲しいと思われる方もおられるので、条例の裏づけがあればいいと思う。

会長

ハラスメントなどは言いにくい面がある。

委員

男女共同参画を推進していこうとするのであれば、新しく出来る男女共同参画センターで男女差別や男女共同参画に関する相談ができる体制を取っておくことが必要である。

委員

資料2の2ページの7番「性別が不明瞭による」の言葉が気になった。この文言を条文に記載しないことは理解しているが、当事者自身は性別が不明瞭ではないため、当事者の立場に立った表現として「多様な性自認による人権侵害」に修正する方がよい。

会長

資料2の2ページの7番は残すことでいいのか。

事務局

性同一性障害等の個別のことを明記するのではなく、性別による権利侵害として盛り込む予定である。

委員

拠点施設の整備のところで、男女共同参画センターを拠点施設とすることは理解できるが、県の男女共同参画センターとの連携を盛り込むことができないか。

事務局

市の責務の中で、市は国等との連携に努めなければならないことを盛り込む。

会長

条例に男女共同参画センターの機能をどの程度、盛り込むのか。

事務局

条例では男女共同参画センターを設置し、男女共同参画を推進していくことは盛り込むが、具体的な機能は記載しない。

会長

条例以外に男女共同参画センターが何をするのかを定めることはあるのか。

事務局

男女共同参画センター設置条例は別に定める考えである。

会長

男女共同参画センター設置条例で県の男女共同参画センターとの連携を盛り込むことができるかどうかは不明であるが、実際の運用で取り組んでいただきたい。

事務局

条例の前文に関連して、昨日の議会の一般質問において男女共同参画宣言をしてはどうかとの質問をいただいた。男女共同参画宣言は、県内で2市が宣言しているが内容を見ると条例の前文で訴えたい内容と同じである。市は、前文の中に男女共同参画宣言のような内容を盛り込んでいきたいと思っている。また、前文は非常に重要なものであるため、前文を検討する部会を設置し、検討していただきたいと考えているので、ご意見をいただきたい。

会長

前文検討部会の設置の異議がないため、前文検討部会を設置することとする。前文（案）についての意見はないか。芦屋市は漢字が少なく親しみやすい条例だと感じる。

副会長

前文（案）の最初の2行で「水分れは・・・」が主語なら風土を育んできたとする方が正しいのではないかと。丹波市自治基本条例の前文でも「水分れ」について記載されているが、男女共同参画条例でも「水分れ」から始まるのかと感じた。また、「美しい自然環境に恵まれ、歴史ある豊かな文化を持つ丹波市が・・・」と丹波市の形容詞がいきなり入っている感じがする。漢字も多い。市民が読んで頑張ろうと思う前文がいいと考える。

委員

「歴史ある豊かな文化を持つ丹波市が豊かで活力あるまちを・・・」の部分で、何が豊かなのかが分かりにくく、豊かも重複しているので具体的に目に見える言葉を使ってはどうか。また、「目指す」は常用漢字でないので「めざす」が正しいのではないかと。

委員

中央分水界「水分れ」であるが、意見が分かれる印象があるようで気になる。丹波市自治基本条例のとおり、「分水界」のみの表記でどうか。その後につづく「多様なものを受け入れる風土」があるので、意見が分かれる印象の「水分れ」を入れなくてもいいのではないかと。

委員

「水分れ」が主語になるのが難しい。

委員

丹波市自治基本条例では「日本海にも瀬戸内海にもつながる分水界」となっているが「谷中分水界」と書いた方が地理的なことを想像しやすいのではないかと。

事務局

中央分水界「水分れ」や「谷中分水界」については、正しい表記と分かりやすい表現にしておく必要があると考える。

事務局

前文検討部会委員に立候補していただける方は、9月12日水曜日までに事務局までご連絡いただきたい。

会長

後日、立候補を含めて検討部会委員を指名させていただく。次回の審議会では前文検討部会で検討いただいた前文（案）を審議会で諮ることとする。

(2) 男女共同参画センター（仮称）の機能について

事務局より資料5に基づき説明

【意見要旨】

副会長

西脇市の男女共同参画センターでは、小さなスペースであるがコミュニティカフェをされており、女性の交流の場となっている。定期的にカフェをされている市民団体にしていただくなど、目に見えて集まれる仕掛けが必要ではないか。また、各団体や個人が書類を作れるスペースが必要である。

委員

西脇市の男女共同参画センターでは、ボランティアやNPO等が出入りされており、活動も応援されている。また、キッズスペースがあれば母親の利用者が増えるのではないか。

委員

三田市の商業施設であるが、多目的なスペースがある。次の店舗が決まるまでのものかもしれないが、中高生が多く勉強等で利用している。コンセントがありパソコンの使用や充電ができるようになっている。

委員

柏原住民センターのオープンスペースは、柏原地域以外の高校生も勉強に利用している。篠山市の商業施設では、買ったものを持ちこんで利用できるスペースがあり、若者から高齢者までが利用されている。趣旨と違うかもしれないが、そういうスペースがあってもいいのではないか。

委員

男女共同参画センターの機能として就業支援が書かれているが、男女共同参画センターでありながら男性が参画できるのかと思う。例えば継続就業・再就職セミナーなどは女性のキャリア継続となっており、その他も女性が前面に出すぎていると感じる。人口減少で労働力不足が進み、専業主婦や高齢者、障がい者などこれまで労働市場に出ておられない方を呼び込むことは大切であるが、男女共同参画センターに男性が寄りにくいと感じる。今後、高齢化社会の中ではアクティブシニアとして高齢者の活躍の場が必要となるので高齢者が活躍できるセミナーがあれば違ってくるのではないか。また、男女共同参画センターなので対象者の文言を女性等にすべきではないか。

会長

男性を対象とした講座を開催しても集まらないことはあるが、男性向けの講座をすることは重要である。また、活動拠点のことで女性が集まる場がないのであれば、女性団体が集まれる機能は強化する方がよい。

委員

チャレンジ相談などは、男性も同じよう思いを持っておられると思うがどこへ相談に行っているのかと思う。男性も女性と同じ思いを持たれている場合もあるので、男女共同参画センターがどのような方向性で整備するのかどうかによって利用者も変わってくる。西脇市の男女共同参画センターのカフェを見てこんな施設があるのかと驚いた。テーブルをくっつけることができたり、ベビーカーを入れることができるようになっており、細かいところまで利用者に配慮されていると思った。機材を整備するにあたっては、Tプラスファミリーサポートなどの市民団体の意見を取り入れてはどうか。

委員

交流・情報交換機能の活動支援の中に自治会男女共同参画推進員が記載されているが、今までどおり自治会に男女共同参画推進員の設置を依頼することか。

事務局

その通りである。

委員

自治会の男女共同参画推進員とは別に市が男女共同参画推進員を委嘱する制度を設ける考えはないか。

事務局

今のところ、重複して依頼する予定はない。

委員

自治会で男女共同参画を設置されているが、何かをしようと思っても活動できない状況もある。自治会の男女共同参画推進員と市が委嘱する男女共同参画推進員と連携することが必要ではないか。

事務局

自治会の男女共同参画推進員をサポートする体制として市が別に男女共同参画推進員を委嘱するかどうかについては検討させていただきたい。

副会長

女性リーダー養成講座の中から男女共同参画を推進していただける方を委嘱し、地域の中で活動していただくことも考えていく必要がある。

委員

男女共同参画センターで講座を開催する中で知識を取得し、男女共同参画推進員が地域の中で活動できるようにしてもらいたい。

会長

尼崎市や芦屋市では、講座に参加された女性が情報紙の発行のメンバーになっている。講座に参加された方を情報紙の発行や男女共同参画センター運営委員などに参画していただく仕組みを作っていくことも必要である。

委員

男女共同参画推進員研修会の出席率は30%台である。市から自治会に対して今まで以上に男女共同参画推進員の必要性の周知や働きかけが必要である。相談機能については、男性のための悩み相談も必要ではないか。

会長

男性のための相談の必要性は高まっているが、男女共同参画センターでは女性のための悩み相談のみを実施していることが多い。男性向けの相談をすると女性のための相談がしにくくなることがあるが、何らかの形で男性のための相談場所を設ける必要はある。

委員

以前に男女共同参画推進員をしたことがあるが、何をすればいいのかわかなくて悩んでいた。最近は、男女共同参画の理解も深まり、ある方は、役員をしている妻が講演会に参加できないので夫が参加されるなど、熱心に参加されることもある。

委員

就業支援機能の中の再就業セミナーや多様な働き方を進めるセミナーについては、幅が広いのでポイントを絞って行う方がよい。

会長

尼崎市のように年度ごとに重点課題を変えることや、特に重要な課題に力を入れていくことも方法である。男女共同参画センターの開設まで時間があるので必要なものについてはご意見を願いたい。

8 その他

事務局

次回の審議会では、前文検討部会で協議いただいた前文（案）と条文（案）について審議していただく。開催日は、前文検討部会の開催状況により変わってくるが10月下旬から11月上旬に開催したいと考えている。早めに日程調整させていただく。

9 閉会

・副会長

長時間にわたり審議していただきお礼を申し上げます。次回の審議会でもご意見をいただきたい。本日は、お疲れ様でした。